小野篁冥官説話の歴史的背景について——大江匡房との関係——

吉田恵美

はじめに

小野篁冥官説話については一九七〇年代以降、主に日本文学の立場から先学により多く論じられ、その大半が「なぜ篁は冥官であるのか」という篁を軸にした冥官像形成の原因・契機に焦点を当てている。これらの研究では、篁の官歴や性格、流罪からの帰還、文人としての優れた才学など様々な要素が積み重なり形成されたと指摘されている。

このように、従来の研究では篁に軸を置き、その冥官像形成の要因・契機について多く議論がなされているが、そこには大きな問題が存在する。それは、「誰が、如何なる目的・意図でもって、篁を冥官に位置付けたのか」という点について、歴史学の立場からの論究が少ないということである。

篁冥官説話は篁という実在の人物を主人公とした虚構の物語であり、篁は自ら冥官となったわけではなく、何者かが篁を冥官に位置付け、そこにはその者の意図とそれに至った歴史的背景が存在すると考えられる。よってそれを明らかにするためには、その人物が置かれた状況や考えを検証することこそが重要である。これまでの研究では、主に日本文学の立場から篁を中心にして冥官説話について論究されているものが大半であり、位置付けた側の意図について歴史学の立場から言及しているものは管見の限りほとんどない。篁冥官説話形成の重要な問題は、「篁を冥官に位置付けた側の立場から論じられていない」という点にあり、その歴史的背景を明らかにすることによってその本質を見ることができると考えられる。

このようなことから、篁冥官説話研究では篁を冥官に位置付けた側の立場に立ち、その意図と歴史的背景を明らかにすることが必要である。

そこで注目すべきは大江匡房の存在である。匡房は平安時代後期の代表的文人官僚[1]で、後三条天皇や白河天皇の側近としてその施策に影響を与え、正二位権中納言に昇った人物である。彼の談話を収録したものが十二世紀前後の成立と目される『江談抄』であり、そこには最古の篁冥官説話が収められている。[2]

匡房は『江談抄』において自分の地位は才学[3]によって得たものであると述べているように、自身の才学に誇りを持っていた人物であった。また、『江談抄』には篁をはじめとして菅原道真や紀長谷雄など多くの文人官僚が登場し、その中で匡房は彼らの才学を高く評価している。このことからも窺えるように、匡房は優れた才学を有する人物に強い関心を持っていたのである。この「才学」こそが、篁冥官説話の歴史的背景を明らかにする上で重要な位置を占めていると考える。

匡房は自身の才学によって権中納言にまで昇りつめ、文人官僚として活躍したことに誇りを持っていた。そのような考えを持った匡房が同じ文人官僚として活躍した篁の冥官説話を語った背景には、才学が正当に評価されることが理想であるという匡房の考えがあったのではないだろうか。

よって本論文では、こうした視点から小野篁冥官説話について主に大江匡房との関係を検討し、その歴史的背景について明らかにする。

ここで、『江談抄』収録の篁冥官説話を紹介しておく。

○三-二十八「野篁ならびに高藤卿、百鬼夜行に遇ふ事」

また云はく、「野篁ならびに高藤卿、中納言中将の時、朱雀門の前において百鬼夜行に遇へる時、高藤車より下る。夜行の鬼神ら高藤を見て「尊勝陀羅尼」と称へりと云々。高藤知らざるも、その衣の中に、乳母の尊称陀羅尼を籠めたる故なりと云々。野篁、その時、高藤の奉為に芳意を致し、鬼神に遇はしむ」と云々。[4]

○三-二十九「野篁は閻魔庁の第二の冥官為る事」

「その後五、六ヶ日を経て、篁、結政に参る剋限に、陽明門の前において、高藤卿のために車の簾・鞦などを切らると云々。時に、篁は左中弁なり。すなはち篁、高藤の父の冬嗣の亭に参りて、子細を申さしむる間、高藤にはかにもつて頓滅すと云々。篁すなわち高藤の手をもつて引き発す。よりて蘇生す。高藤庭に下りて篁を拝して云はく、「覚えずしてにはかに閻魔庁に到る。この弁、第二の冥官に坐せらると云々。よりて拝すなり」と云々。[5]（傍線は筆者による。以下同じ）

篁が冥官として登場するのは三十九話であるが、その数日前の話として篁と藤原高藤が百鬼夜行に遭遇する三十八話が存在する。三十九話は急死した高藤を篁が生き返らせ、高藤が閻魔庁に至った際に篁が第二冥官としてその場にいたと述べる物語である。[6]

第一章　小野篁について

ここでは大江匡房が篁冥官説話を語った理由を明らかにするために、篁について最も注目される事柄である遣唐使船乗船拒否事件を中心にその人物像について検証する。

第一節　小野篁（八〇二～八五二）とは

小野篁については、『日本文徳天皇実録』（以下『文徳実録』）仁寿二年（八五二）十二月癸未条の薨伝に詳しい。これによると篁は、延暦二十一年（八〇二）に嵯峨天皇の側近として活躍した小野岑守の息子として生まれ、岑守に従って陸奥国に赴き、そこで子供時代を過ごしたようである。父の任が解かれたことにより都に戻るが、その後は学業を顧みず騎馬に興じていたらしく、これを聞いた嵯峨天皇が歎いたことで学問を志すようになったという。その結果であろうか、弘仁十三年（八二二）には文章生となり、その後は恒貞親王の東宮学士、弾正少弼などを経て、承和元年（八三四）に遣唐副使に任じられた。篁は二度の失敗⑦を経た承和五年の三度目の渡航において病を称して乗船を拒否し、加えて遣唐使を批判する謡を作ったことで流罪に処され、翌年隠岐国に配流された。しかし、承和七年には罪を赦され都に戻り、翌年には仁明天皇の詔によって本位に復し、その後は左中弁などを経て、承和十四年には参議となった。晩年は病気がちであったためか、仁寿二年に従三位参議で薨じた。

また、彼は和歌や漢詩文を良くし、『古今和歌集』や『和漢朗詠集』などには数多くの作品が収められている。⑧元慶四年（八八〇）八月辛亥条の菅原是善の薨伝には「小野篁詩家之宗匠⑨」と記され、『古今和歌集』の真名序では「風流如二野宰相一⑩」と記されるなどその死後も詩文の才能を評価されていた。このようなことが影響してか、『江談抄』や『宇治拾遺物語』などの後世の説話集には篁の優れた才学を示す説話が多数収められている。⑪

このように、篁は文人官僚として後世までその能力を評価された人物であった。

第二節　遣唐使船乗船拒否事件

篁の経歴の中で最も注目されるのは、遣唐使船乗船拒否事件である。ここではこの事件を検討し、篁冥官説話を考える上でそれがどのような意味を持つのかを明らかにする。

篁の出身である小野氏は遣隋使妹子に代表されるように代々対外交渉を任とした氏族であり、篁もそれに違わず承和元年正月遣唐副使に任じられたが、承和三年と承和四年の二度の失敗を経た承和五年六月に、篁が病を称して乗船を拒否する事態が起きた。これについては『続日本後紀』承和五年六月戊申条⑫と十二月己亥条⑬、『文徳実録』篁薨伝⑭に詳しく記されており、それによると篁は大使藤原常嗣が自分の船の状態が良くないとして篁の乗る船と交換したことを不当とし、乗船を拒否した。さらに「西道謡」という遣唐使を批判する謡を作ったことによって嵯峨上皇の怒りを買い、隠岐国への流罪に処されたという。しかし、一年程経過した承和七年二月辛酉に「召二流人小野篁一⑮」として都に召還され、その翌年には仁明天皇の詔によって本爵に復されている。これについては『続日本後紀』承和八年閏九月乙卯条に詳しい。

乙卯。授二無位小野朝臣篁正五位下一。詔曰。篁雖レ期二奉国一。猶悔レ失レ旨。朕顧二惟旧一。且愛二文才一。故降二優貶一。殊復二本爵一。⑯

これによると仁明天皇は、篁が反省していること、また自分がその文才を愛しているという理由から彼を特に本爵に復させている。この詔からは仁明天皇が篁の才学を高く評価していたことが窺われ、このことは篁を蔵人頭に任じ、子の道康親王が皇太子となった際には東宮学士に任じていることからも明らかである。[17]

仁明天皇は有能な官僚たちを取り立てる策をすすめていたようで、篁の他にも菅原道真の祖父清公など優れた文人官僚が活躍していた。こうしたことから黒木香氏[18]は篁について、「仁明天皇によって学者として、政治家として、詩人として評価された人物の代表と言ってよいだろう」と述べている。

仁明天皇からその才学を高く評価された篁は、本爵に復してすぐの承和八年十月辛巳に刑部大輔に任じられており、その後は陸奥守や弾正大弼、参議、左大弁などを歴任した。このように、復帰後に就いた官職を見ても、篁は優秀な官人としてその能力を評価されていたのである。

以上のことから、この事件は篁が天皇に優秀な人物として認められていたことをはっきりと窺わせるとともに、彼の人生を左右した重要な出来事だったのである。

第三節　篁冥官説話

最も古い篁冥官説話は、先にも引用した十二世紀前後の成立と目される『江談抄』収録の説話である。『江談抄』は平安時代後期の文人官僚で自身の才学に誇りを持っていた大江匡房の談話を収録したものである。

さて、篁冥官説話に関する従来の研究では、「なぜ篁は冥官なのか」という篁の冥官像形成について多く焦点が当てられ、様々な指摘がなされているが、その中の主な理由としては彼の官歴と遣唐使船乗船拒否事件が挙げられている。

まず、官歴を根拠とするのは石原昭平氏[19]や根本敬三氏[20]、松本公一氏[21]である。石原氏は特に弾正台の官吏と遣唐使船乗船拒否事件から窺える彼の性格について言及し、そこに閻魔庁と結びつく理由があると述べている。根本氏は弾正台の職掌と性格に加えて、文人としての才能や法律に詳しいことなどを挙げ、そのような要素が積み重なって冥官像が形成されたと述べている。松本氏も弾正台や勘解由長官などの官歴が冥官のイメージと重なったと述べ、彼の性格や法に通じた人物であったこと、世に認められた文人であったことなども冥官としての条件を満たし、篁が冥官と位置付けられるに至ったと述べている。

遣唐使の事件を根拠とするのは、黒木氏[22]や鈴木裕子氏[23]である。黒木氏は配所からの帰還が死からの生還をイメージさせ、それと同時に仁明天皇に「文才を愛する」と言わしめ帰還を可能にさせた彼の才学が「人智を超えたものと捉えられていた」ことによって、「篁を不可思議な存在に仕立て上げた」と指摘している。鈴木氏も官歴や性格などの要因に加えて、配所からの帰還が「あの世からの生

還」と捉えられ、浄土教の影響もあったことで篁を神秘化させていったと説く。

また、工藤美香子氏[24]は官歴と事件の両方を指摘しつつもその理由は一つに絞られるものではなく、「篁にまつわる全ての要素がどれも冥官として語られるに相応しい要素として作用したことにより、冥官篁像が作り上げられたのではないか」と述べている。

確かに、篁が冥官である理由としては指摘されている点が影響していると考えられるが、篁冥官説話における問題の本質は、「誰が、どのような理由で、篁を冥官に位置付けたのか」という事実の検証であり、篁は自ら冥官となったのではなく、何者かが何らかの意図をもって篁を冥官として描き出したのである。

これまでの研究は、あくまでも説話の中での議論でしかなく、これは歴史的に何の意味も持たないと思われる。重要なのは篁が冥官に位置付けられた意図を明らかにすることであり、これがなされて初めて篁冥官説話の本質を解明できると考えられる。このことを論じる上で特に注目されるのは、遣唐使船乗船拒否事件と才学によって官界に復帰したという点である。

篁はこの事件によって流罪となるが一年程で都に召還され、翌年には仁明天皇が彼の才学を愛するという理由で本爵に復し、官人としての再スタートを切る。この事件は代々外交を職掌としていた小野氏出身の人間が起こした事件として、小野氏と朝廷にも大きな影響を与えたと思われる。このことは『古今和歌集』や『今昔物語集』に「隠岐国に流されける時」と記されていることからも窺われるように[25]、篁にとって人生の大きな転機となった出来事であり、彼を語る上では外すことのできないものとなっていたと思われる。加えて才学によって一度は途切れた官人としての人生を取り戻すのであるから、この事件と才学による復帰は篁を語る上で大きな位置を占めていたと考えられる。

では、才学による復帰に注目したのはどのような人物であったのか。この人物こそが大江匡房だと考える。匡房は平安時代後期を代表する文人官僚であったが、彼は才学に誇りを持ち、自身の地位はそれによって得られたものであると『江談抄』で語っている。また彼の先祖で大江氏の祖と位置付けられる大江音人は、篁と同じ時代に生きその才学を認められた文人官僚であった。よって才学に強い関心のあった匡房が、祖と位置付ける音人と同じ境遇を生き、才学によって罪を赦された篁を知らなかったとは考え難い。『江談抄』の中に篁の才学を示す話が多数収められていることは、匡房が篁に興味を持ち、彼のことを知悉していたことを思わせる。そうであるからこそ才学によって復活し文人官僚として活躍した篁に惹かれ、説話を語るに至ったのではないだろうか。

この仮説の当否について、次の第二章で検証する。

第二章　小野篁冥官説話と大江匡房

小野篁冥官説話の中で最も古いとされるのが、平安時代後期の文

人官僚である大江匡房の談話を集めた『江談抄』収録の説話である。よってここではなぜ匡房が篁冥官説話を語るに至ったのか、彼の意図について考察する。

第一節　大江匡房（一〇四一～一一一一）とは

大江匡房は後三条天皇や白河天皇に重用されるなど文人官僚として活躍した人物で、文章道の名門・大江氏の出身である。大江氏は歴代天皇の侍読[25]や文章博士、大学頭などを務め、特に漢文学を良くしたことから朝綱・維時・匡衡・匡房など多くの学者・文人を輩出した。

匡房は幼少の頃から優れた才学を持っていたらしく、天喜四年（一〇五六）には十六歳で文章得業生に選ばれている。治暦三年（一〇六七）には尊仁親王（後の後三条天皇）の東宮学士となり、同四年四月に後三条天皇が即位すると、その蔵人となり、文人官僚への道をスタートさせた。後三条天皇の代では右少弁や貞仁親王（後の白河天皇）の東宮学士に任じられ、また記録荘園券契所の寄人としてその要となるなど、側近として活躍した。

匡房は後三条天皇について次のように記している。

（前略）聖化の、世に被ること、殆に承和・延喜の朝に同じ。相伝へて曰く、冷泉院の後、政執柄にあり。花山天皇の二ヶ年の間、天下大きに治まれりといへり。その後、権また相門に帰りて、皇威廃れたるがごとし。ここに、天皇五ヶ年の間、初めて万機を視たまへり。俗は淳素に反りて、人は礼儀を知り、日域塗炭に及ばず。民今にその賜を受くるの故ならくのみ。和漢の才智は、誠に古今に絶れたまひ、耆儒元老といへども、敢へて抗論せず。雷霆の威を発したまふといへども、必ず雨露の沢あり。文武共に行はれて、寛猛相済へり。太平の世、近くここに見れたり。（後略）[27]

これは『続本朝往生伝』の後三条天皇伝であるが、これによると後三条天皇の治世では承和や延喜の朝、つまりは仁明天皇や醍醐天皇の治世と同じく天皇の徳が世に広がり、太平の世が実現されたといい、匡房は花山天皇の後は「権」が「相門」に帰ってその「皇威」が廃れた、つまりは摂関家が実権を握ったことによって天皇の権威が衰えたと記し、暗に摂関家を批判している。

先述したが、文中の「承和の朝」は篁や匡房が始祖と位置付ける音人が仁明天皇によってその才学を認められ官人として活躍した、あるいはし始めた時代であり、この二人以外にも多くの文人官僚が登用されていた。そして「延喜の朝」、すなわち醍醐天皇には大江氏の中で初めて中納言に昇り、匡房の目標でもあった維時が蔵人として仕え、その才学が見出された時代であった。醍醐の治世では摂政・関白を置かずに天皇親政の形を取り、延喜の荘園整理令が発布され地方行政の改革が行われた。この時代は後に村上天皇の時代と合わせて「延喜・天暦の治」と評されるのであるが、この両朝を聖代として称える風潮はそれから数十年もたたないころ、摂関政治の

盛んなころに多く見られるようになり、その主体は才学が正当に評価されず、地位の不遇を嘆いていた学者文人層であったという。[28]

このことを考えると、匡房が『続本朝往生伝』の中でそのように記したのは、不遇を訴えた学者文人層の立場を継承し、その中でも音人・維時という自らの先祖達がその才能を見出され活躍し始めた時代を聖代として評価し、天皇主導の政治こそが正しいものであると主張するためであったと考えられる。匡房にとってこの二つの時代は天皇が主導的に政治を行い、優秀な人物がその才能を見出され起用されるという理想の時代であったのではないだろうか。そうであるからこそ、匡房は側近として仕えた後三条天皇の治世を称え、そこには記されていないが、それを支えた自分自身をも高く評価していたのであろう。このように、匡房は天皇による政治のもとで優れた才学を有する者が活躍するということを理想とした人物なのであった。

延久四年（一〇七二）十二月、後三条天皇が譲位し白河天皇が即位すると、匡房は再び蔵人に任じられ、善仁親王（後の堀河天皇）の東宮学士や左大弁などを歴任し、応徳三年（一〇八六）十一月に堀河天皇が即位し白河上皇が院政を開始すると、匡房は院庁の別当となった。寛治二年（一〇八八）に参議となり、嘉保元年（一〇九四）には権中納言に任じられたが、これは匡房が目標としていた維時以来のことであった。以後は二度大宰権帥に任じられ、天永二年（一一一一）に正二位権中納言で薨じた。

匡房について藤原宗忠は自身の日記『中右記』に「才智過レ人、文章勝レ他、誠是天下明鏡也」[29]と記し、また藤原為隆も日記『永昌記』に「高才明敏、文章博覧、無レ比二当世一、殆超二中古一」[30]と記しているように、匡房は当代きっての優れた才学を持つ人物として高く評価されていた。

このような評価を受けていた匡房であるが、彼自身もその才学に誇りを持っていたようで、自身の談話を収録した『江談抄』には次のような話が収められている。

○五-七十二「都督自讃の事」

命せられて云はく、「つらつら物情を案ずるに、官爵と云ひ、福禄と云ひ、皆文道の徳をもつて経たるところなり。何ぞいはんや才芸名誉の殆と中古の人に過ぐるをや、と思ひ給ふるところなり。自讃に似たりといへども、また謂なきにあらず。（後略）[31]」

これによると、匡房は自らの地位は自身の才学によって得たものであると述べている。このように匡房は、後三条天皇や白河天皇に重用されるなど、自他共に認める優れた文人官僚であった。

匡房は大江氏が培ってきた知識を幅広く発揮するとともに、それまでの大江氏の中で最高位に昇りつめた人物であった。その匡房が、大江氏の中で才学を認めた人物が音人と維時である。音人は大江氏の始祖とされ、維時は大江氏の中で初めて中納言の地位に就いた人物であるが、この二人が匡房と算冥官説話との関係を考える上で重

要な手がかりになると考えられる。

大江音人（八一一～八七七）は平安時代前期の文人官僚で、「在朝之通儒」[32]と評された人物である。音人は菅原道真の祖父菅原清公に就いて儒学を学び、承和四年には文章得業生となるなど優秀な学生であった。同九年に尾張国への配流となるが、その理由は明らかになっていない。ただ、この年には承和の変が起こっていることから、その関係が指摘されている[33]。しかしその罪は軽かったようで、二年後の同十一年には帰京が許され、その翌年には献策を行い同十三年には少内記に任じられている。その後は惟仁親王（後の清和天皇）の東宮学士などを歴任し、天安二年（八五八）三月に丹波守に任じられた。これによって音人は中央政界から離れたが、同年九月に清和天皇が即位するとその二カ月後には正五位下に昇進し式部少輔に任じられ、中央政界に復帰している。これについて井上辰雄氏[34]は、当時の議政官達が音人の才能を高く評価し、また清和天皇もかねてからその学識を評価していたことが、音人を中央官界に復帰させる要因になったと述べている。

井上氏が述べるように、音人が清和天皇に実務官僚として高く評価されていたのは確かであるが、音人を評価していた人物はそれだけだったのであろうか。

音人の優秀さは清和天皇以前から、おそらくは官人としてスタートを切った仁明天皇の時代から評価されていたと思われる。先述のように、音人は仁明天皇に帰京が許されてすぐ献策を行い、少内記に就いている。内記には儒学に精通した人物が任じられていたことから、音人は文人を多く登用した仁明朝にはすでにその才学を評価され、また惟仁親王の東宮学士に任じられたのも、文徳天皇に評価されていたからであろう。

このように三代の天皇に官人として才能を高く評価された音人は、その後左中弁などを経て、貞観六年（八六四）には参議に列し、元慶元年（八七七）に従三位参議で薨じた。音人は清和天皇の侍読を務め、また南淵年名や菅原是善などとともに『貞観格式』を撰進するなど優秀な文人官僚であった。

匡房は音人について『江談抄』で次のように述べている。

○二十七「音人卿別当為りし時、長岡の獄を洛陽に移す事」

談られて云はく、「匡房帝王に仕へ納言に至れるは、始祖音人卿の検非違使の別当為りし時、国家の奉為に能く忠を到せし故にして、必ず帝王に仕ふるなり」と云々。（後略）[35]

これによると、匡房は音人を自身の始祖に位置付け、自分が天皇に仕えて中納言の地位に就くことができたのは音人が国家によく尽くしたからであると述べている。また、『続本朝往生伝』の音人伝[36]において「少き日より才名世に被らしめぬ」、「問ふところの義、みな通ぜざるものなし。世のひと大きに感じたり」などと記していることから、匡房は音人の才学を評価していたことが分かる。

大江維時（八八八～九六三）は平安時代中期の文人官僚で、「延喜・天暦の治」と評される醍醐・村上天皇のもとで活躍した人物で

ある。維時は音人の孫で、延喜十七年（九一七）に文章得業生に選ばれている。同二十一年には醍醐天皇の蔵人となり、その後は文章博士や成明親王（後の村上天皇）の東宮学士、参議などを歴任し、天徳四年（九六〇）に大江氏で初めて中納言となった。応和三年（九六三）に七十六歳で薨じ、従二位を贈られた。維時は醍醐天皇、朱雀天皇、村上天皇の侍読や藤原忠平の顧問を務め、村上天皇は維時の才学を評価し、[37]内裏の屏風を飾る漢詩を選定させている。[38]

匡房は維時について『江談抄』で文章においては並ぶ者がいないと評価し、[39]また『永昌記』天永二年十一月甲子条では次のような興味深い発言をしている。

（前略）往年宗孝（惟宗）言示云、同祖父匡衡大江卿物語之次問二此事一、（忖カ）頗所レ思維時卿耳（後略）[40]

これによると、匡房は有名な漢文学者であった曾祖父匡衡よりも、文人官僚として活躍し贈従二位中納言となった維時を目標としていたというのである。では匡房にとって匡衡と維時にはどのような違いがあったのだろうか。

匡衡（九五二～一〇一二）は平安時代中期の学者で、維時の孫にあたる。貞元元年（九七六）に文章得業生に選ばれ、その後は居貞親王（後の三条天皇）の東宮学士、文章博士、丹波守などを歴任し、長和元年（一〇一二）に正四位下式部大輔で卒した。匡衡は一条天皇や皇子敦康親王の侍読を務め、藤原実資は自身の日記『小右記』において「当時名儒無レ人二比肩一、文道滅亡」[41]と記しその才学を評価した。

このように匡衡は代々の大江氏と変わらず学者として活躍した人物であったが、音人や維時、匡房とは異なる点があった。それは公卿に列することができなかったという点である。

大江氏全体を見ると文人官僚として活躍した人物は多くなかった。特に摂関家全盛期の大江氏は、摂関家に積極的に奉仕することもやむを得なかったと指摘され、[42]匡衡は実際に道長に仕えていた。摂関家が公卿の座を占めていたことによって、彼は当代を誇る漢文学者でありながらも、その才学が官職に繋がることなく生涯を終えたのである。

さて、匡房、音人、維時、匡衡を比較すると興味深いことが浮かび上がってくる。それは才学が正当に評価され、それが官職に繋がったか否かということである。才学が官職に繋がったのは匡房、音人、維時であり、そうならなかったのが匡衡である。匡房は音人、維時を高く評価し、匡衡は漢文学者としては評価しても、官人としては目標としなかった。このことから窺われるのは、匡房は自らの才学が正当に評価され、それによって出世する時代、つまりは自分や音人、維時が活躍した摂関家全盛期の前後の時代を理想としていたということである。音人や維時の時代も実際に彼らが公卿に列することができたように、彼らの才学は官職に繋がっていった。匡房がこのような人物を目標としたのは、彼にとってそれが重要なことであったからだと考えられる。匡房は才学が正当に評価される時代

こそが正しいと考え、維時についての発言は彼の考え方を簡潔に示したものだったのである。

第二節　『江談抄』について

匡房の談話を収録した[43]『江談抄』には最古と目される篁冥官説話が収録されている。よってここでは『江談抄』について検討し、それがどのような意味を持つのかを明らかにする。

『江談抄』の筆録時期についてははっきりと分かっていないが、その上限は内容から[44]嘉承二年（一一〇七）、下限は匡房没年の天永二年と考えられており[45]、筆録者については、『今鏡』に「蔵人さねかねときこへしひとの。まさふさの中納言のものがたりかけるふみに[46]」と記されていることから、蔵人藤原実兼（一〇八五～一一二二）とされている。実兼は鳥羽天皇に東宮時代から近侍し、その即位に伴って一臈の蔵人となったが、天永三年四月三日にわずか二十八歳で急死した。彼は『中右記』において「頗有二才智一、一見一聞之事不二忘却一、仍才芸超二年歯一[47]」と記されるなど、才学のある人物として評価されていた。筆録の理由については、次の『江談抄』五-七十三「都督自讃事」に見ることができる。

「（前略）ただ遺恨とするところは、蔵人頭を歴ざると子孫がわろくてやみぬるとなり。足下などのやうなる子孫あらましかば、何事をか思ひ侍らまし。家の文書、道の秘事、皆もつて煙滅せんとするなり。就中に史書、全経の秘説も徒にて滅びんとするなり。委ね授くる人なし。貴下に少々語り申さんと欲ふ。いかん」と。（後略）[48]

これによると、匡房は自分の子孫が頼りなく、家に伝わる文書や文道の秘事が滅ぶのを避けるために自身の談話を実兼に語ったという。つまり匡房は大江氏に伝わる秘事を伝承するに当たって、頼りない子孫ではなく当時才学を評価されていた実兼を選んだのである。おそらく匡房の考え方の中心には常に才学というものがあり、それが判断材料になっていたのであろう。池上洵一氏[49]は、「大江匡房の意識の底には、人間の才芸[50]に対する興味という以上に才芸というものに対する信頼があるように思われる。『江談抄』に収められた説話の話種そのものが、すでにして才芸譚への著しい傾斜を示している」、「匡房は、自らの才芸に自信があればこそ、人間を人間として立たせていく条件として、才芸に深い関心と信頼とを寄せていたのである」などと指摘する。

また、『江談抄』には平安時代前期から中期にかけての代表的な文人官僚が多く登場し[51]、中でも匡房は菅原道真を高く評価し、『江談抄』五-十二「菅家の御文章の事[52]」では道真の才学は天から与えられたものであると述べている。

こうしたことからも、匡房は才学に強い関心を持ち、優れた才学をもった人物たちを評価していたことが分かる。よって『江談抄』は、才学こそが最も重きものであるという匡房の考え方を示すための一つの手段でもあったと言えよう。

第三節　篁冥官説話と匡房

『江談抄』には篁冥官説話の他にも冥官や閻魔庁が登場する話が二つあり、その中でも注目されるのは三-三十三「公忠の弁たちまちに頓滅するも蘇生し、にはかに参内する事」である。

「公忠の弁にはかに頓滅し、両三日を歴て蘇生す。家中に告げて云はく、「我を参内せしめよ」と。家人信けず、もつて狂言と為すも、事はなはだ懇切なるに依り、相扶けられて参内す。滝口の戸の方より参り、事の由を申す。延喜の聖主驚き躁いで謁せしめ給ふ。奏して云はく、「初め頓滅の剋、覚えずして冥官に至る。門前に一りの人有り。長は一丈余り、紫の袍を衣て、金の書札を捧げ、訴へて云はく、『延喜の主の所為、尤も安からず』といへり。堂上に朱と紫を紆へる者三十ばかりの輩有り。その中の第二座の者咲ひて云はく、『延喜の帝はすこぶるもつて荒涼なり。もしくは改元有るか』と云々。事了りて夢のごとく、たちまちに蘇生す」と。よりてたちまちに延長と改元す」と云々。[53]

これによると、源公忠が生き返って延喜の聖主（醍醐天皇）に述べるところによると、閻魔庁に至った際にその門前に身丈が一丈ほどで紫の袍を着る人物がおり、その人物が金の書状を掲げて延喜の聖主のすることは穏やかではないと訴える。そこで冥官の第二座にいるものが延喜の聖主を軽率であると批判し、改元があるだろうかと述べ、実際にそれが行われるという話である。ここに登場する紫の袍を着た人物は菅原道真であると考えられており、[54]それを擁護するような第二冥官の発言から、閻魔庁は才学のある人物を重視していることが窺われる。また、中国の仏教説話集である『冥報記』にも才学を冥官の条件とする説話が収録されており、このことからもこれを裏付けられるであろう。[55]

ここに登場する第二冥官について、その人物名は述べられていないが、篁冥官説話では第二冥官は篁であると記されている。おそらくこれのもとの話は『江談抄』収録以前から存在し、篁冥官説話はこれを基礎にして創作された可能性が高く、この第二冥官が共通して登場する点が篁冥官説話形成の歴史的背景を考える上で重要な位置にあると考えられる。それは才学のある人物が登場していることである。

結論を先に言うと、匡房が篁を冥官に位置付けたのは、才学こそが最も重きものであるということを主張するためであったと考える。語る側の匡房は、これまで検証したように才学を誇りと信じた人物であり、その『江談抄』には多くの文人官僚が登場し、才学を高く評価している。篁も優れた才学を持ち、隠岐国に配流されたことで断たれた官人としての道を才学によって取り戻した人物であった。『江談抄』には冥官説話以外にも篁の才学を示す説話が多数収められていることから、匡房は篁を特別に評価していたことが窺われる。これらのことから、『江談抄』の篁冥官説話の背景には才学を重視する考えが存在し、匡房は才学のある篁を、才学が不可欠な閻魔庁

の第二冥官に据えることでそのことの重要性を示そうとしたと考えられる。

では、なぜ篁でなければならなかったのだろうか。冥官に据える人物に才学が必要であるならば、『江談抄』に登場する他の文人官僚、例えば匡房が特に高く評価していた道真や音人でも良かったように思われる。しかし、彼ら文人官僚の中に冥官とされた人物はいない。それはなぜなのであろうか。これを考える上での重要な点は、それは篁のみが持つ特徴にあったということである。これについては、遣唐使船乗船拒否事件と才学による官界への復帰が想定可能と考えられる。

例えば、道真は延喜元年に大宰権帥に左遷され、現地で没している。この左遷は藤原時平との対立から起こったものであるとみられるが、道真は突然の左遷によって官人としての道を断たれ帰らぬ人となってしまった。一方で篁は、遣唐使船乗船拒否事件によって隠岐国に配流となったがそれを赦され[56]、仁明天皇が才学を愛するという理由で官界への復帰を果たし、従三位参議にまで昇りつめた。道真と篁は優れた才学によって文人官僚として活躍したという共通点があるが、才学によって官界に復帰することができたか否かという点では大きく異なっている。おそらく、匡房は才学の重要性を示すためにはそれによって人生を変えるような出来事を持つ人物を挙げる必要があると考え、実際に才学によって救われ活躍し、後世にも広く知られていた篁を冥官に位置付けたのではないだろうか。また、匡房の先祖である音人と篁との関係も見逃せない。この二人には、流罪から一転して従三位参議にまで出世し、平安時代前期を代表する文人官僚となったという共通点がある。匡房にとって彼等は自らが誇りとした才学によって活躍しているが、音人は自身の始祖であり、『江談抄』において音人のおかげで権中納言に就くことができたと述べているように、音人を自分より上の存在として位置付けていた。よって、冥官という閻魔庁の事務官に音人を仕立てることはできなかったのであろう。このことも、匡房が篁を冥官に選んだことに少なからず影響していると思われる。

先述のように、匡房は自身の才学に誇りを持ち、それが正当に評価され官職に繋がる時代を理想としていた。このような考えを主張するために、自身の先祖と同じ境遇を持ち、優れた才学によって文人官僚として活躍した篁を才学が重要視される冥官に仕立て上げ、自身の主張を代弁させようとしたものと考えられる。

おわりに

本論文では小野篁冥官説話の歴史的背景について、大江匡房との関係を中心に考察してきた。よってこれまで検討してきたことをふまえて、私見を要約しておこう。

篁は遣唐使船乗船拒否事件によって隠岐国に配流され官人としての道を断たれてしまうが、一年程で都に戻り、後に聖代と称えられる仁明天皇が彼の才学を高く評価していたことによって官人として

再スタートを切る。最終的には従三位参議となり、またその才学を漢詩文や和歌などに発揮するなど、篁は平安時代前期を代表する文人官僚として後世に伝えられるようになった。一方、匡房も平安時代後期を代表する文人官僚であって、彼は自身の才学に誇りを持ち、『続本朝往生伝』の後三条天皇伝中の記述や『永昌記』の維時についての発言から窺われるように、優れた天皇のもとで、才学のある人物が正当に評価され官人として活躍する社会を理想としていた。匡房は後三条天皇という摂関家を外戚とせず親政を行った天皇に側近として見出され、また白河天皇にも重用されるなど、文人官僚として活躍した。彼は、優れた天皇のもとで才学が正当に評価され活躍するという自身の理想を体現したのである。

匡房が理想としたのは、「承和・延喜の朝」すなわち仁明天皇・醍醐天皇の時代である。仁明朝では篁と始祖である音人、醍醐朝では自身の目標であり大江氏で初めて中納言に昇った維時がそれぞれ優れた天皇によってその才能を見出され、後に文人官僚として活躍している。そして、自分自身も「承和・延喜の朝に同じ」と評価する後三条天皇に見出され、平安時代後期を代表する文人官僚となった。この四人には「優秀な天皇によって才学を見出され、文人官僚として活躍した」という共通点があった。

篁・音人・維時の生きた時代、特に篁・音人の頃は知識人が多く登用され、文人官僚として活躍することができた。維時の時代も藤原時平や忠平といった有力な人物がいたとはいえ、実際に維時が中納言となっていることから、文人が公卿の座に就くこともできた。しかし、匡房が生きた時代は摂関家の勢力が全盛期よりは衰えていたとはいえ、未だに彼らが公卿の座を占めており、匡房以外の文人がそこに列するのは難しい状況であった。匡房が公卿に列することができたのは、特に後三条天皇や白河天皇にその才学が評価されたからであろう。このようなことから、匡房は才学こそが最も重きものであり、自身が理想とする「才学が正当に評価される時代」こそが正しいということを示すために、その時代に活躍した篁を冥官に位置付けたものと考えられる。

冥官は『江談抄』三―二十三や『冥報記』から窺われるように、才学を条件としそれを重要視していた。才学を誇りとした匡房にとって、そのような存在は自分の理想を示すための最適な手段であり、誰を冥官に据えるのが効果的かということを考えるにあたって、始祖と仰ぐ音人と境遇が似ており、かつ自身が理想とする時代に生きた篁に注目したのであろう。『江談抄』に収録される篁の才学に関する説話から考えて、匡房は篁の才学を高く評価していたとみられる。加えて篁は、遣唐使船乗船拒否事件で流罪に処されながらも才学によって官人に復帰し出世していることから、才学が正当に評価された人物でもあった。匡房は誇りとしている才学によって出世の道を取り戻し、それが正当に評価され、自身が理想とする仁明天皇のもとで文人官僚として活躍した篁に強く惹かれたのであろう。このようなことから、匡房は数ある文人官僚の中から篁を選び、冥官

に位置付けたものと考えられる。

文人について菅野也寸志氏[57]は十世紀前半を境にしてその地位が低下する一方であったと述べ、そのようなことから篁や道真を始めとした文人説話は「才学の顕彰という基本的モチーフ」によって語られており、それらはいずれも才学の重要性を説いている点から考えて、「沈淪した文人の側の自己主張乃至は失地回復要求のあらわれである」と指摘している。

こうした指摘からも明らかなように、匡房は自分を含めた文人の地位を上げるために、篁を才学を重視する冥官に採用し、文人官僚が冥官になるというフィクションを語ることによって、才学の重要性と社会のあるべき姿を示そうとしたのであろう。小野篁冥官説話形成の背景には、このような重要な歴史的情況が存在したのである。[58]

註

① ここでは文章生出身で公卿となった者を指す。

② 黒木香「小野篁の変貌―冥官説話の変化をめぐって―」稲賀敬二編『源氏物語の内と外』四一六頁、風間書房、一九八七年。

③ 才学とは才智と学問のこと。才智とは才能と知恵のこと（『日本国語大辞典』）。

④ 後藤昭雄、池上洵一、山根對助校注『江談抄 中外抄 富家語』新日本古典文学大系三二、岩波書店、一九九七年。この話は古本系統の水言鈔に収録されていることから、匡房の談話を当初の形で伝えていると考えられる。

⑤ 前掲史料4。

⑥ 冬嗣は天長三年に薨じたので、篁が左中弁の時（承和十三年）にはこの世に居ない。高藤が中納言に任ぜられた寛平九年にはすでに篁は亡くなっており、高藤は近衛中将になったことはない。また篁は中納言にも近衛中将にも就いておらず、また彼が左中弁に任じられた承和十三年は、高藤はまだ九歳である。篁との交流の可能性を考えると、まず冬嗣は宝亀六年に生まれ、天長三年に亡くなったことから篁とは二十七歳差であり、直接的な交流というよりは父岑守を介しての交流の可能性が考えられる。高藤は承和五年に生まれ、昌泰三年に亡くなったことから篁とは三十六歳差であり、交流があったとは考えにくい。よってこれらの話は事実とは異なっている。

⑦ 『続日本後紀』承和三年七月癸未条や同四年秋七月癸未条など。

⑧ 『古今和歌集』には六首、『和漢朗詠集』には十二首収録。

⑨ 『日本三代実録』元慶四年八月辛亥条菅原是善の薨伝。

⑩ 小島憲之、新井栄蔵校注『古今和歌集』新日本古典文学大系五、岩波書店、一九八九年。

⑪ 例えば『江談抄』には三―四十二「嵯峨天皇の御時、落書多々なる事」、四―五「閑を閉ぢて唯聞く朝暮の鼓」、四―十八「野に着いては展べ鋪く紅錦繡」、四―二十四「暗に野人と作す天の与へし性」が、『宇治拾遺物語』には「小野篁広才事」が収録されている。

⑫ 『続日本後紀』承和五年六月戊申条（『新訂増補国史大系』）

戊申。勘発遣唐使右近衛中将藤原朝臣助奏。副使小野朝臣篁依レ病不レ能二進発一。

⑬ 『続日本後紀』承和五年十二月己亥条（『新訂増補国史大系』）

是日。勅曰。小野篁。内含二綸旨一。出使二外境一。空称二病故一。不レ遂二国命一。准二擬律条一。可レ処二絞刑一。宜レ降二死一等一。処中之遠流上。仍配二流隠岐国一。初造舶使造レ舶之日。先自定二其次第一。名レ之。非二古例一也。使等任レ之。各駕而去。一漂廻後。大使上奏。更復卜定。換二其次第一。第二舶改為二第一一。大使駕レ之。於レ是副使篁怨懟。陽レ病而留。遂懐二幽憤一。作二西道謡一。以刺二遣唐之役一也。其詞牽興多犯二忌諱一。嵯峨太上天皇覧レ之。大怒令レ論二其罪一。故有二

此竄謫」。

⑭『文徳実録』篁薨伝（『新訂増補国史大系』）

（前略）五年春。聘唐使等四舶。次第泛レ海。而大使参議従四位上藤原常嗣所レ駕第一舶。水漏穿缺。有レ詔以二副使第二舶一。改為二大使第一舶一。篁抗論曰。朝儀不レ定。再三其事一。亦初定二舶次第一之日。択取最者。為二第一舶一。分配之後。再経二漂廻一。今一朝改易。配二当危器一。以二己福利一代二他害損一。論之人情。是為二逆施一。即無二面目一。何以率レ下。篁家貧親老。身亦厄瘵。是篁汲レ水採レ薪。当レ致二匹夫之孝一耳。執論確乎。不二復駕レ舶。近者。太宰鴻臚館。有二唐人沈道古者一。聞二篁有一才思一。数以二詩賦一唱レ之。毎レ視二其和一。常美二艶藻一。六年春正月遂以レ捍レ詔。除名為二庶人一。配二流隠岐国一。（後略）

⑮黒板勝美編『新訂増補国史大系　日本後紀　続日本後紀　日本文徳天皇実録』吉川弘文館、二〇〇〇年。

⑯前掲史料15。

⑰東宮学士には承和九年に、蔵人頭には承和十二年に任じられている。

⑱黒木香「小野篁の遣唐船乗船拒否」『活水論文集』第四十二集十二～十三頁、二〇〇一年。

⑲石原昭平「篁説話の形成―文人と冥官―」石原昭平、根本敬三、津本信博著『篁物語新講』一九五頁、武蔵野書院、一九七七年。

⑳根本敬三「小野篁伝」石原昭平、根本敬三、津本信博著『篁物語新講』九十九頁、武蔵野書院、一九七七年。

㉑松本公一「小野篁冥官説話の成立とその周辺」『文化史学』第四十三号一六三～一六四頁、一九八七年。

㉒黒木前掲論文2、四一八～四一九頁。

㉓鈴木裕子「小野篁冥界入り説話考」『相模国文』第十九号六十五頁、一九九二年。

㉔工藤美香子「小野篁人物論―冥官となった理由―」『弘前大学国語国文学』三十三号二十八～三十七頁、二〇一二年。

㉕『古今和歌集』巻第九羇旅歌と巻第十八雑歌下、『今昔物語集』巻第二十四「小野篁、被流隠岐国時読和歌語第四十五」。

㉖侍読とは天皇や東宮に仕えて学問を教授する学者のことである。そこでは『史記』・『漢書』・『後漢書』などの漢籍が用いられた。大江氏では匡房以外にその祖である音人が清和天皇、維時が醍醐・朱雀・村上天皇三代、斉光が冷泉・円融・一条天皇三代、匡衡が一条・三条天皇二代、挙周が後一条天皇の侍読を務めている。

㉗井上光貞、大曾根章介校注『往生伝　法華験記』日本思想大系七、岩波書店、一九七四年。

㉘林陸朗「所謂「延喜天暦聖代説」の成立」財団法人古代学協会編『延喜天暦時代の研究』五～二十三頁、吉川弘文館、一九六九年。

㉙『中右記』天永二年十一月五日条（『増補史料大成』）

戊刻大蔵卿大江匡房卿薨、年七十一、

匡房者故成衡朝臣男、後冷泉院御時給二学問料一、後二条院為二弁廷尉佐五位蔵人一、次任二美作守一、後加二権左中弁一、堀川院御時任二参議中納言一、又再任二大宰帥一辞二中納言一、任二大蔵卿一遂昇二正二位一、但後為レ帥之間不レ赴任一過二五箇年一也、為二三代侍読一、才智過レ人、文章勝レ他、誠是天下明鏡也、但心性委曲、頗有二不直事一、或人云、申時許出家、次焼二老後之間日記一了、入レ夜薨云々、朝之簡要、文之灯燭也、良臣去レ国、可レ歎可レ恐歟、

㉚『永昌記』天永二年十一月甲子条（『大日本史料』三―十二）

大蔵卿匡房卿日来煩二二公一、今夕薨逝、生年七十一、高才明敏、文章博覧、無レ比二当世一、殆超二中古一、往年宗孝（惟宗）言示云、同祖父匡（曾カ）衡大江卿物語之次問二此事一、頗所レ思維時卿耳、況本朝事管見所レ及無レ不二了知一、鎮西帰洛之後、多関二顧問一、可レ惜可レ悲、此父已（又カ）亡、吁嗟何為々々、

㉛前掲史料4。この話は伝本のうち古本系統に属する神田本に収め

られていることから、匡房の談話を当初の形で伝えていると考えられる。

㉜ 前掲史料9。

㉝ 井上辰雄氏は承和の変で擁立された恒貞親王の東宮学士であった春澄善縄が配流となっていることから、「春澄善縄などとの学問的交際が、その疑惑の対象となったのかも知れないと想像される」と述べている（井上辰雄『平安儒者の家　大江家のひとびと』十七頁、塙書房、二〇一四年）。

㉞ 井上前掲33、二十五～二十六頁。

㉟ 前掲史料4。この話は類聚本に収録されており、当初の形態を残す古本系にはないものである。よって匡房の談話かどうか確かではないが、『続本朝往生伝』で音人の才学を評価していることから、おそらく匡房はこのように考えていたのであろう。

㊱ 前掲史料27。

㊲ 『日本紀略』応和三年六月乙未条。

㊳ 『日本紀略』天暦三年条。

㊴ 前掲史料4。

㊵ 前掲史料30。

㊶ 『小右記』長和元年七月癸未条（『増補史料大成』）。

㊷ 井上前掲33、一六二頁。

㊸ 中には匡房以外の言談も含まれている（四-一二五、五-二十三、六-四十二と六十九）。しかし、いずれも「江都督申されて云はく」というようにその言談の中に匡房の談話が引用されていることから、間接的ではあるが匡房の談話ということになる（『江談抄　中外抄　富家語』解題）。

㊹ 六-四十九。

㊺ 川口久雄、奈良正一『江談證注』一五二八～一五三〇頁、勉誠社、一九八四年。

㊻ 巻十打聞（『新訂増補国史大系』）。

㊼ 『中右記』天永三年四月二日条（『増補史料大成』）。

㊽ 前掲史料31。

㊾ 池上洵一『今昔物語集の研究』池上洵一著作集第一巻一八一～一八二頁、和泉書院、二〇〇一年。

㊿ 才芸とは才智と技芸のこと（『日本国語大辞典』）。よって池上氏は才芸という言葉を才学と同等の意味として使用していると思われる。

(51) 他には菅原是善、大江音人、三善清行、菅原文時、大江維時などがおり、そのどれもが彼等の才学を評価する話になっている。

(52) 前掲史料31。

(53) 前掲史料4。

(54) 史料として引用する『江談抄　中外抄　富家語』や注釈書である『江談證注』の注釈による。

(55) 『冥報記』は唐の唐臨による仏教説話集で、その成立は高宗の永徽五年（六五一）であると考えられている。冥官が登場するのは下巻第十八話「魏郡の馬嘉運伝」で、これは馬嘉運という優れた才学を持つ人物が存在することを聞いた東海公（閻魔王に相当する）が欠員の出ている記室（事務官のこと）に嘉運を据えようとする話である。この話の中では地獄や閻魔王といった言葉は出てこず、この世界が地獄に当たるのかどうかは不明である。しかし、文中の「総管無状、非理、我を殺す。我天曹に訴へて今に於て二年なり。王天主、公瑾を救護するが為に、故に常に抑へらる。今申を得るに及び、官已に之を追ふ。久しからずして当に至るべし」（『冥報記全釋』）の記述からそれが地獄であると考える。この記述によると、張公瑾の妻崔氏は夫に殺害されたことを天曹に訴え、それが認められて役人が公瑾を捕えに行き、間もなくここにやって来るというのである。つまり妻を殺した罪によって夫が捕えられ死後の世界にやって来るのである。よってこのような罪人が連れて来られる死後の世界を地獄、その役人を冥官として考える。

(56) 篁が罪を赦されたというのも、おそらく官人としての能力が高く

評価されていたからであろう。よって篁は才学によって罪を赦されたともいえる。

(57) 菅野也寸志「王朝官人の思想像　篁冥官説話をめぐって」『現代思想』第十巻十二号一〇二頁、一九八二年。山本範子氏も菅野氏説から「篁のような優秀な文官が現世と冥界の両方で同時に重要な地位にいる。そのことを利用して、匡房は後世に「才学」の重要性を説きたかったのであろう」と述べている（山本範子「日中活冥官説話に関する一考察―小野篁伝説を中心に―」『中国学志』十六号四十四頁、二〇〇一年）。

(58) 篁冥官説話は小野氏にとっても不名誉なことではなかった。なぜならば、奈良県大和郡山市に所在する矢田寺の地蔵縁起には篁が冥官として登場し、その付近一帯は小野氏の所領であった可能性が指摘されている（渡浩一「「満米上人巡獄譚」の成立と小野氏―矢田地蔵縁起成立考―」『伝承文学研究』第二十七号八十頁、一九八二年）。このことから小野氏が自らの氏族伝承として使用していたことが窺われるのである。

〈主要参考文献〉

川口久雄『大江匡房』吉川弘文館、一九九五年

加藤友康編『摂関政治と王朝文化』日本の時代史六、吉川弘文館、二〇〇二年

元木泰雄編『院政の展開と内乱』日本の時代史七、吉川弘文館、二〇〇二年

佐伯有清『最後の遣唐使』講談社学術文庫、二〇〇七年

磯水絵『大江匡房―碩学の文人官僚―』勉誠出版、二〇一〇年

角田文衛監修、財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究―承和転換期とその周辺―』思文閣出版、二〇一一年

伊野弘子訳注『冥報記全釋』汲古書院、二〇一二年